

特集

「教育のまち 松浦」の実現に向けて



「松浦市教育施策の大綱」を策定しました

計画期間：平成27年度～31年度

○問合せ先 教育総務課 ☎内線 353

策定の趣旨

本市においては、これまで松浦市教育方針および松浦市教育努力目標に基づき、さまざまな教育施策を進めてきました。

また、平成27年4月には「松浦市教育振興基本計画」を策定し、平成27年度から31年度までの5年間に取り組み、成果指標を明確に示したところです。

このような中、平成27年4月1日に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、各自治体においては、教育に関する大綱を策定することが定められました。

本市においても、今年度から新たに設置した総合教育会議において、大綱策定に向けた協議を行い、このたび「**松浦市教育施策の大綱**」を策定しました。

この大綱は、先に策定した「松浦市教育振興基本計画」と整合性が取れたものであり、「**教育のまち松浦**」の実現に向けて教育行政が目指すべき目標および施策を定めたもので、本市の教育施策を進めていく上での指針となるものです。

松浦市教育振興基本計画

「松浦市教育振興基本計画」は、本市の教育が目指す理念に基づき、教育行政が取り組むべき施策の体系をより明確にするとともに、それらを着実に推進していくための計画です。

6つの大きな基本目標を掲げ、その目標を達成するための施策、主な取り組み、目指す成果目標などを掲載しています。

平成26年度に学校関係者、PTA、社会教育関係者および学識経験者で構成する松浦市教育振興基本計画策定委員会を設置し、3回にわたる協議とパブリックコメントを経て、平成27年4月に計画を策定しました。

松浦市教育振興基本計画

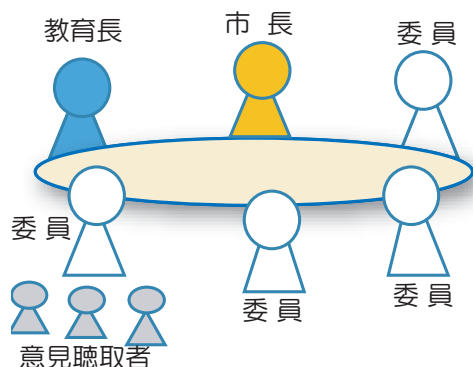
平成27年度～平成31年度



長崎県 松浦市

※計画の詳細は、松浦市ホームページや市内各支所・出張所で閲覧できます。

市長と教育委員会の連携を深める 総合教育会議



- ◆市長が招集し、会議は原則公開
- ◆構成員は市長と教育委員会
(必要に応じて意見聴取者の出席を要請)
- ◆協議・調整事項
 - ①教育行政の大綱の策定
 - ②教育の条件整備など重点的に講ずべき施策
 - ③児童・生徒の生命・身体の保護など緊急措置の場合に講ずべき措置

◎市長が教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに、市長が公の場で教育政策について議論することが可能になります。

◎市長と教育委員会が協議・調整することにより、両者が教育施策の方向性を共有し、一致して執行にあたる事が可能になります。

●大綱とは

教育の目標や施策の根本的な方針で、総合教育会議において、市長と教育委員会が協議・調整を尽くし、市長が策定します。市長および教育委員会は、策定した大綱の下に、それぞれの所管する事務を執行します。